

○議事日程

令和3年10月22日（金） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	坂口	正	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	井上	哲也	君
総務部	長	傍島	敬隆	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	小関	久志	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君

財 政 課 長 服 部 貴 司 君
総 合 政 策 課 長 摺 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 朝 倉 修 一
書 記 渡 邊 二 志 夫



開議

午前10時 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において8番渡邊憲司議員、9番 木下美津子議員の両名を指名します。



第2 一般質問

○議長（松原浩二君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） おはようございます。5番議員の後藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、大きく2項目について質問させていただきます。

まず、1項目めは、行政と町民をつなぐ情報発信のあり方を問うということで、情報の共有化とコミュニケーションの推進についてお尋ねをいたします。

9月に岐南町議会議員選挙が行われ、改選後初の一般質問ということでございますので、気を引き締めて質問させていただきたいと思っております。

さて、岐南町議会議員選挙は、結果、3回連続の無投票となりました。町議会議員選挙は補欠選挙も含めまして、5回連続の無投票となったということでございまして、報道でも大きく取り上げられました。その中で町長も3回も無投票が続くのは異常、議会と一緒に改善策を検討したい、町民が町政に関心を持ってもらえるように努めるとおっしゃられております。

興味、関心はまず情報を認知することから生まれます。そして人は自分の価値、関

心のあるものしか見ないものです。関心がない方に対して、大切だから関心を持ってくれと幾ら力強く訴えても、人によっては簡単に理解されないというようなことは誰しもが経験したことがあるのではないのでしょうか。

人の関心が生まれるプロセスの初めには契機、つまりきっかけがあるとされています。情報発信によりユーザーである町民の関心が生まれるきっかけになることは大いにあり、行政としてアカウントビリティを向上させることは責務でございます。

町民が行政に関心がない、これが事実だとしまして、では行政から町民の方に関心を持っていただけるような情報発信がなされているかという疑問が湧いてくるわけがあります。そのようなことから、町の情報発信の在り方について以下3点伺います。

まずは、町民の無関心に対してこれまで実施してきた情報発信がどの程度効果があったのか、このようなことを整理する必要があります。現在の行政からの発信ツールは、大きくホームページ、広報紙、防災無線、LINEでございます。これらのツールにはそれぞれ特性があります。

1点目は、これらの各媒体におけるアカウントビリティ（説明責任）とアクセシビリティ（アクセスのしやすさ）について現在どのように位置づけ、役割を持たせているか、それぞれの媒体についてどのような意図を持って情報発信をしているか。

2点目は、全町民に占める各媒体による情報到達率を把握し、購読者数増加に向けた取組はどのようかお聞かせください。

そして3点目、町民から見て知りたい情報が提供されていないという印象が公共事業への不信感、無関心につながっているのではないかと感じます。行政は町民に対するサービスの提供であることを踏まえ、公共事業に関する情報について量と質を向上させ、積極的にオープンにし、町民と共有していく姿勢が求められます。また、情報を一方向的に提供するのではなく、双方向のやり取りの中で町民の意見を反映し、コミュニケーションを推進することによって町民との信頼関係が構築されると考えられることから、今後の情報発信の在り方を検討し、戦略的に各媒体の活用を全庁的に構築し推進していく必要があると考えますが、これについての見解をお聞かせください。

以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 後藤議員の1項目め、行政と町民をつなぐ情報発信のあり方を問うについての1番目のご質問、各媒体におけるアカウントビリティとアクセシビリティについて、どのように位置づけ、役割を持たせているかについてお答えいたします。

自治体の情報発信に求められる役割には大きく3つあるとされています。1つ目

は、地域住民に正しい情報を伝える、2つ目は、地域外の方に地域や自治体の魅力を伝える、3つ目にステークホルダー、利害関係者とか関わりのある者でございますが、これら同士をつなぐといった役割でございます。

2つ目の自治体の魅力を伝えるや、3つ目のステークホルダーをつなぐに关しましては、移住者や企業誘致、イベントなどを通じた関係人口の創出など、いわゆるプロモーションが想起されますので、議員ご質問の趣旨である行政と住民をつなぐにおいては、1番目の地域住民に対して正しい情報を伝える、これだと考えますので、それに沿ってお答えいたします。

地域住民に向けて発信する情報は、行政施策の情報、社会生活に必要な情報、災害情報など生命に関わる情報など多岐にわたります。それらどの情報であっても対象となる町民に対して確実に、そして分かりやすく伝えることが重要であると考えております。なお、それらの情報発信が受け手である町民への行政サービスの周知や利用促進、必要な手続を促すきっかけとなります。

現在、町が活用する媒体としては、ホームページ、広報紙、防災行政無線、LINEの4媒体でございます。議員ご指摘のアカウントビリティとアクセシビリティの観点からそれぞれが持つ特性などを整理しますと、ホームページにつきましては、即時性があり、長期にわたり発信が可能であり、町が伝えたい情報に信憑性を具備しているという点において、説明責任を果たしていると考えます。一方、知りたい情報について、受け手である町民がそのページにアクセスしないと情報が入手できないため、本当に届いたかどうか判断がつかないというデメリットがございます。

広報紙につきましては、自治会長を通じて配布している現状から、自治会員世帯に対しては確実に届いており、仮に自治会員世帯でなくても役場をはじめとする町の各施設や町内の各コンビニエンスストアでも入手できるという点で頒布性を具備しております。また、長期にわたり発信が可能であり、町が伝えたい情報に信憑性を具備しているという点においても説明責任を果たしているものと考えております。さらに、一度に町が発信する情報を目にすることができる点や、インターネット等に不慣れであったり、アクセスできない方なども見ることができる点においてもメリットがあると考えております。一方、紙媒体による情報のため、知りたい情報などを検索しにくいというデメリットがございます。

防災行政無線につきましては、即時性という点においてメリットがあるものの、知りたい情報が放送されなかったり、時間帯によっては聞くことができない、本当に情報が届いたかどうか判断がつかないというデメリットがございます。

最後に、LINEにつきましては、即時性があり、長期にわたり発信が可能であり、

町が伝えたい情報に信憑性を具備しているという点において説明責任を果たしていると考えます。また、本当に届いたかどうかの判断については、登録者数のうち既読した数の把握が、期間を限定してではありますが、可能である点でメリットがございませぬ。一方、登録をしないと情報を入手することができない点でデメリットであると考えます。とりわけホームページと同様にデジタル弱者と言われる高齢者等に対してそのフォローが今後の課題であると考えております。

以上のように、現時点においては、町としましては情報の受け手である町民に伝えることに重きを置き、また町民がどの媒体から知りたい情報を入手しているかは多種多様であることから、各媒体について意図して明確なターゲットとなる特定の方や特定の情報を発信することは行っておりませぬ。

続きまして、2番目のご質問、全町民に占める各媒体による情報到達率を把握し、購読者数増加に向けた取組はどうなっているかについてお答えいたします。

情報到達率は受け手である町民にどれくらい情報が届いたか、購読者数は各媒体へのアクセス数や読者数、登録者数として捉え、なお各媒体における把握が可能な最新の時点の町内全世帯に占める割合をベースとしてご質問にお答えいたします。

ホームページにつきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日の1年間で年間アクセス数19万3,978件、1日平均にしますと約530件でございませぬ。情報到達率は町内全世帯に対するパソコンやスマートフォンの取得状況がわからないため把握は困難でございませぬ。

広報紙につきましては、令和3年9月28日、広報ぎなん10月号の配布時点におきまして、町内の全世帯数が1万1,300世帯、これらのうち広報紙の配布数は8,691世帯でございませぬので、町の各施設やコンビニエンスストアでの配布数を除いて、情報到達率は約76.9%であると考えております。

防災行政無線につきましては、平成26年度から令和2年度までの防衛省の補助事業において購入いたしましたデジタル戸別受信機についての把握となりますが、令和3年9月末時点では町内の全世帯数1万1,300世帯のうち、貸出し台数が3,658台でございませぬして、デジタル戸別受信機における情報到達率は約32.4%でございませぬ。この数字はデジタル戸別受信機のみのお貸出し台数であり、それ以前のアナログ受信機を現在も活用していただいております世帯が相当数おみえになりますので、その数を合わせますと、想定ではありますが、町内の半数以上には届いているものと推察いたします。

最後に、LINEでございませぬが、LINEにつきましては、令和3年10月20日時点において、友達の登録者数は502人、町の人口は2万6,285人ですが、町民全体に対するパソコンやスマートフォンの取得状況がわからないため、ホームページと同様に

情報到達率の把握は困難でございます。

また、購読者数増加に向けた取組といたしましては、転入者への窓口での案内、広報紙やLINEによるホームページのURLやQRコードを掲載するなど、各媒体との連携を図っております。

なお、広報紙に関しては、今年度より広報紙を編集する際に、担当者だけでなく係長を巻き込んだ編集会議を行い、広報紙を一度手にしてみたい、読んでみたいと思ってもらえるようなインパクトのある表紙、掲示板のレイアウト変更など、工夫を凝らしておるところでございます。今後におきましても、広報担当者一人に任せず、複数人での広報編集を継続し、より読みやすい広報紙の作成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3番目のご質問、今後の情報発信の在り方を検討し、戦略的に各媒体の活用を全庁的に構築し推進していく考えはあるかについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町民と行政との信頼関係の構築には、双方向のやり取りによるコミュニケーションの推進は欠かせません。一方的に伝えるのではなく、受け手である町民に伝わることを意識した情報発信を行うことにより、知ってもらう、理解してもらう、行動してもらう、このようなことがますます重要になってまいります。そのためには全庁的において戦略的に情報発信していく必要があると考えております。現在、全ての課においてホームページの更新ができますが、LINEの配信については全ての課に権限を付与しているものの、配信回数が少ない状態であります。現在配信を行っているのは、総務課、健康推進課、生涯教育課、保険年金課、住民課と一部の課に限られております。今後は全庁的に情報発信が行えるよう、職員の意識改革を促していく必要もあると考えております。

また、町から発信している情報が真に町民が知りたい情報なのか、それらを把握するため、例えば窓口にお見えになった方から意見をお聞きしたり、各種健診や公民館講座など町民が集まる際に、LINEの友達登録を促すなども積極的に図ってまいりたいと考えております。

なお、各媒体につきましては、即時性に優れたデジタル媒体と、誰にでも伝わりやすいアナログ媒体とを組み合わせるなど、それらの持つ強みと弱みなどの特性を理解した活用方法も取り入れる必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今後は町民が真に必要な情報を発信していくとともに、町として伝えたい情報がある場合は、ターゲットとなる方に伝わることで、どのような反応が期待できるかという視点を常に意識した情報発信に取り組んでまいります。それにより町民の興味や関心を引き出すことができると考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 議長のお許しをいただきましたので、1点、再質問させていただきます。

各媒体それぞれに課題が見受けられますが、特に昨年度から実施した新しい情報発信ツールとしてLINEがございまして、このLINE公式アカウントは誰でも現在の友達数が把握できるようになっており、この友達数が多ければ、公式LINEアカウントから発信する情報を効果的に認知させることができ、必然的に施策の効果は高まるものでございます。

近隣市町を調べてみますと、10月20日時点で、岐阜市1万2,155人、各務原市1万2,654人、美濃加茂市3,697人、羽島市6,745人、お隣笠松町は9,736人でございまして、このように比較しても、人口や面積にかかわらず、運用によって大きく差が出るということが明確に分かります。例えば笠松町は人口約2万2,000人に対して9,736人という友達登録を実現しております。これについては、コロナワクチンの接種をLINE上で行うことによって、戦略的に友達数を増やしたのではないかと推測できます。

公式LINEアカウントを開設して、待っているだけでは友達数は伸びませんし、発信の仕方によってはブロックされることもあります。そのようなことを理解し、情報発信ツールの活用や推進を行うためには、まず目指す友達数を定め、それをどのように達成するかというように目標を明確にすることが必要でございますので、このLINEの友達数の目標と、それをどのように達成していくかを具体的にお聞かせください。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 後藤議員の1項目め、行政と町民をつなぐ情報発信の在り方を問うについての2番目のご質問、全町民に占める各媒体における情報到達率を把握し、購読者数増加に向けた取組はどうなっているかについての再質問、LINEの友達登録数の目標数値についてお答えいたします。

LINEの友達登録数を増やすことは、戦略的に情報発信していくことにつながると考えておりますことから、先ほども答弁させていただきました広報紙やホームページにQRコードを掲載する、それ以外にも窓口等でPRチラシを配布したり、役場の壁にPRチラシを掲示したり、LINE友達登録の仕方が分からない方に対しては、窓口等におきまして若手職員が登録を手伝う、このことなどを積極的に行い、さらには職員にも再周知を図りながら、年度末までには10月20日現在の友達登録者数502人

の倍増となる1,000人を目標に登録者数の増加を図ってまいりたいと考えております。
以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 2項目めは、小さな子供たちを守り切る！経験を踏まえた今後のコロナ対策はについてです。

新型コロナウイルス感染症第5波では子供の感染者数が大幅に増加し、県内でも保育所等におけるクラスター発生件数が増加しました。保育所等については、保護者が働いており、家に1人いることができない年齢の子供が利用するものであることや、春休みがないなど、学校とは異なるものであることから、原則開所となっております。

一方で、現場では保育中に子供との距離が取れず、完全には密を避けることができない苦しい状態が長期化している中で、町内での子供の感染者も数件発生いたしました。

この質問をするに当たって、町内の全ての保育園、こども園に伺い、お話を伺ってまいりましたが、マスクをすることも難しい幼い子供たちを守るために、現場で必死に感染対策をされる先生方のご苦勞を身にしみて感じてまいりました。緊急事態宣言が解除となり、第6波を迎えるであろうこの数か月の間に、今までの経験を今後に生かすために課題を整理し、今後のコロナ対策を推進する必要があると考え、以下の質問をいたします。

1つ目は、コロナ感染を極力広げないための関係機関の情報共有について3点、新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&Aという国の通知がございます。この通知には子供の感染が発生された場合の市町村の対応が示されております。保育園で伺ったところ、先が見えない中、情報がとにかく足りなかった、町内の他施設の状況が全く分からず、保護者から聞くしかなかったとおっしゃられました。保育園は民営化により現在全園が民間ではありますが、必要最低限の共有は実施されるべきではなかったかと感じました。

そこで1点目、子供の複数感染が発生した事案における行政と園の連携はどのようなであったか。

2点目、子供たちが関連する施設の必要最低限の情報共有はどうなっているか。

3点目、この通知の示す市町村の役割対応ができる体制整備の考えはあるかについてお聞かせください。

次に、2つ目ですが、新型コロナウイルス感染症から約1年半が経過し、5回の感染増減の波を経験いたしました。さらに、5波では町内の子供関連施設での発生も何度も経験してまいりました。この経験を踏まえ、今後のコロナ感染に備えるための方

針について3点。

1点目、脆弱な子供たちの命を守るためにウィズコロナ、アフターコロナ社会の生活様式の行動指針や町独自の方針はあるか。

2点目、9月23日に9月20日付で町独自の非常事態宣言が発出されましたが、町独自のマニュアルはあるか。

3点目、第5波までのデータや経験を踏まえた町独自のマニュアルへ変更の考えはあるかについてお聞かせください。

3つ目は、コロナ対策関連の補助について、2点でございます。コロナが長期化する中で衛生備品はなくてはならないものとなりました。この量は相当な量だと思われまますし、今後も継続的に使用するものであると考えられます。

そこで1点目、感染再発防止のための衛生備品の補助支援の準備計画を考えられているか。

2点目、感染拡大を水際で防ぐため、PCR検査費の補助や抗原検査キットを各園に配布する考えはあるか。

この質問については少し補足をさせていただきます。私ごとの経験でございますが、5月に私の子供が濃厚接触の疑いによりPCR検査を受けました。結果、陰性でございましたが、検査ができるまで、結果が出るまでに相当の精神的な疲労がございました。本人も含め、家族である私も仕事をしておりますので、家族が濃厚接触の疑いとなったときに、もしかしたら自分もそうかもしれないという不安でいっぱいでした。

保育園でも感染者発生の際に保健所は濃厚接触判断をしますが、されなかったとしても検査結果が出るしばらくの間、不安が続くわけでございます。保育園でも実際に自費で検査を受けたということも聞き及んでおります。保育所は原則開所の施設でございますので、保育所の方のプレッシャーは相当であろうと考えるわけでございます。

検査についてはどれについても100%の正確性はないというものではございますけれども、保育所や幼稚園等に抗原検査キットの配布を国が通知したことも聞き及びましたので、このような質問になりましたことをご理解いただきたいと思います。

最後に、4つ目は非常事態宣言下における保育園の登園自粛について2点です。

1点目、今回の5波において登園自粛したことによる給食費の返還を求める事案が発生したと聞き及びましたが、この日数の根拠をお尋ねいたします。

2点目、また町も独自の非常事態宣言を発令して、登園自粛を要請しており、保育料の日割計算をしていることから、給食費の返還の責任があるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 後藤議員の2項目め、小さな子供たちを守り切る！経験を踏まえた今後のコロナ対策についての1番目のご質問、コロナ感染を極力広げないための関係機関の情報連携についてお答えを申し上げます。

町では、令和2年2月18日及び令和2年2月25日付で厚生労働省から示された事務連絡「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」に基づき、昨年度、町独自の対応マニュアルを作成し、町内の各保育施設へ配布の上、それに基づいて対応するよう依頼しております。対応マニュアルでは、職員が新型コロナウイルスに感染した場合や、園児及び保護者が感染した場合の町への報告基準を示したほか、園児の保護者へ向けた周知方法を示しております。

また、保護者に対しましては、家庭での体調確認として、お子さんの毎日の体温計測や呼吸器症状を確認の上、体調が優れない場合は登園を控えていただくようお願いをいたしております。

お子さんやご家族の方がPCR検査を受ける場合や濃厚接触者に特定された場合、また感染が確認された場合には、感染拡大防止のため速やかに保育施設へ連絡していただくよう徹底いたしております。

また、濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から14日間登園停止となること、また感染が確認された場合には完全に治癒するまでの間、登園停止となる旨を明記し、保護者向けの文書としても配布し、保育施設への感染拡大のおそれがある場合には保育を停止することを周知いたしております。

役場と保育施設間における情報連携につきましては、園児、保護者、職員の中で感染者が発生した場合や濃厚接触者となった場合、町への報告基準を対応マニュアルで定めております。基準に該当する場合は随時連絡いただくこととなっており、平日に限らず休日におきましても、緊急連絡網で各保育施設長と早急に連絡が取れる体制が整っております。今年度も8月に保育施設での感染者の報告がございましたが、その際も園長等より役場に速やかに連絡が入り、保健所等の指示を踏まえた上で早急に保育施設の臨時休園等について判断し対応いたしましたところでございます。

子供たちが関連する施設間における情報共有につきましては、保育施設を利用する園児に兄弟がいる場合は、小学校の在校生なのか、また学童保育利用者なのか等を確認し、関連があれば教育委員会、学童保育担当者、保育担当者間で情報共有して、連携をした対応を行っております。

今後はどの施設でコロナ患者が発生しているかという個人情報に当たらない最低限の情報につきましては、各保育施設、小学校、中学校等の関連施設におきましても情

報共有を図り、誤った情報が伝わることを防止し、混乱することのないよう努めてまいります。

また、保育所が感染者の発生により臨時休園となり、保育施設を利用できなくなった場合でも、コロナ感染の疑いがない園児で、保育がどうしても必要となる場合には、町として代替保育をどのように行うのか検討が必要でございます。現在、町内における保育施設の運営につきましては、2法人にてそれぞれに複数の保育施設を運営してございますので、まずは法人内における保育施設間で保育を確保していただけるよう調整いたします。これまで臨時休園中における対応で、家庭で保育が確保できないため、預け先がなく困っているというご相談を受けておりませんが、法人内で保育が確保できない場合には、2法人間において調整をお願いする予定でもございます。

いずれにつきましても、訪問保育の実施等も含め、事が起きてからでは調整のための期間が必要となり、すぐに実施することは困難であると考えますので、まずは保育施設間の連携のため協議をする場を早急に立ち上げ、体制整備に努めてまいります。

次に、2番目のご質問、今後のコロナ感染に備えるための方針についてお答え申し上げます。

新型コロナワクチンの接種対象者は12歳以上であり、保育施設を利用する子供たちはワクチン接種を受けることができない中で園での生活をしていかなければなりません。そのため、保育士の感染防止が非常に大切でございます。町では少しでも早く新型コロナウイルスワクチンを町内の保育施設に勤務する保育士に接種していただくため、町の集団接種会場において優先接種を実施し、7月から8月にかけて希望者の方へのワクチン接種を完了いたしております。

また、保育環境の面でも引き続き感染防止対策の徹底に努めることが必要でございますので、密閉・密集・密接の3つの密の回避、手洗いなどの手指衛生等、基本的な感染対策はもちろんですが、それに加えて来園時には入り口にて確実に検温を行うことや、各家庭におきましても子供たちの体調管理を徹底し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、保育・教育を継続し、子供の健やかな成長や学びを保障していくことができるよう努めてまいります。

現在、町では国の通知を参考に、町独自の新型コロナウイルス感染症に伴う対応マニュアルを整備しておりますので、保育施設、保護者の方にはこのマニュアルに従い対応していただいているところですが、第5波までの感染状況を検証いたしますと、家庭内感染により園児が罹患する事例が多く見受けられますので、これまで以上に各ご家庭において子供たちの体調管理の徹底を求めることなど、現状を踏まえた対応マニュアルに更新していくことが必要であると考えております。

感染拡大防止を進めるに当たって、職員や保護者だけではなく、園児も含め感染症に関する理解を深め、感染予防に努めてもらうことも重要でございますので、家庭のみならず保育施設におきましても、継続的に感染症予防に対する説明や指導を行っていただけるよう依頼をしております。

次に、3番目のご質問、コロナ対策関連の補助についてお答えを申し上げます。

令和元年度に子ども・子育て支援交付金の特例措置分として、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に係る交付金で、非接触型体温計や加湿空気清浄機等の衛生備品を購入し、令和2年度には岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金で感染予防対策で使用する消毒液、マスク、ハンドソープ、ペーパータオルなどの消耗品等を購入し、保育施設にて活用いただき、感染防止に努めていただいております。消毒液や石けん等の消耗品につきましては、今後も継続的に長期にわたり必要となりますことから、安定した保育の確保のためにもこうした消耗品が不足する事態にならないよう、各保育施設から要望を受け、随時必要量をお渡しできる支援体制が必要だと考えております。消耗品の購入に当たりましては、国や県のコロナ対策に係る補助金を有効に活用しつつ、継続的に支援をしております。

感染拡大を水際で防ぐため、PCR検査や抗原検査等の検査が感染者をいち早く発見するためには有効でございます。議員ご提案のPCR検査の補助につきましては、発熱などの症状があり、コロナ感染症が疑われる際に受けるPCR検査費用については、公的医療保険の適用となり自己負担額は発生しませんので、補助の必要はないと考えております。保険適用とならない無症状の場合に行う検査につきましても、職員及び全園児が同時期に、そして定期的に実施すれば、感染症の予防対策として効果があると考えますが、検査自体が他の罹患から感染するリスクを下げるものではないことでございますから、現時点においては助成を考慮しておりません。

また、抗原検査キットの各園への配布につきましては、抗体検査による検体の採取方法が鼻の中に検体を採取するためのキットを入れて鼻腔検体を採取する方法となることから、保育施設の職員が園児に対して行うには医学的な知識も必要となりますし、検査時に園児が嫌がって急に動く等で事故が発生することも想定されますので、園児に微熱を含む発熱、せき、喉の痛み、その他の体調不良等の症状が現れた場合には速やかに医療機関を受診していただくことを基本とし、園児向けの配布は考えておりません。

なお、保育施設の職員がこの抗原検査キットを利用して検査を行うことは可能であると考えますので、国が行う抗原検査キットの配布事業等を県担当者と内容を精査し、保育施設へ配布できないか検討をしております。

次に、4番目のご質問、非常事態宣言下における保育の登園自粛についてお答えを申し上げます。

今年度の登園自粛対応につきましては、令和3年8月20日付で町独自の非常事態宣言を発出し、町民の方へは感染への危機感を持っていただき、感染症予防に努めていただくようお願いをいたしました。これに伴い各保育施設管理者宛に「真に保育を必要とする子供」以外の子供たちを対象に、令和3年8月23日から令和3年9月12日までの登園自粛を要請し、登園自粛期間の保育料は登園された分だけとなるよう日割計算をして、利用者の自己負担の軽減を図っております。この自粛要請期間の決定につきましては、感染拡大防止の観点からどの程度の期間が妥当であるか、町と保育施設の間で、この時点で岐阜県において発出されていた緊急事態宣言期間も考慮し、協議の上決定したものでございます。

給食費の徴収につきましては、全てを各保育施設で行っており、今回の自粛期間中の給食費につきましては、各保育施設の判断により給食費も保育料と合わせて日割計算を行いました。自粛宣言期間中の給食に関する費用につきましては、保育施設側で食材料費に係るコスト等を予測し、登園者の人数に合わせて仕入れを見直すことで、ある程度のコスト削減をした上で運営いただいているものと考えておりますが、実際に日割りで徴収することにより各保育施設の収入が減少し、事業運営に支障が生じるなどの状況であれば、給食費の日割計算による減少分による補助を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。10時55分より再開いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、大きく4項目について質問させていただきます。

まず、1つ目は町財政の改善について。

岐南町においては、現在人口も増加し続けており、税収も比較的安定していることから、現状財政的には特に大きな問題はないと認識しております。しかしながら、近い将来岐南町にも人口減少の波は訪れ、税収減少が考えられます。そこで、税収以外で町として収入を確保することは大変重要なことと考えております。

そこで、質問をさせていただきます。町保有の車、施設、役場の壁等にネーミングライツ・パートナーを公募してはどうでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 長谷川議員の1項目め、町財政の改善についてのご質問、町保有の車、施設、役場の壁等にネーミングライツ・パートナーを公募してはどうかについてお答えいたします。

現在、町で広告料をいただいて収入を得ているものは、広報紙「マイタウンぎなん」、ホームページ「ぎなんねっと」、一部の窓口封筒があります。いずれもごく僅かな額であります。

議員ご提案のネーミングライツとは、公共施設の命名権を企業が購入することで企業は宣伝効果を高めることができ、自治体はその費用で施設維持費等の負担を軽減することができるという、企業にとっても自治体にとってもメリットがあるというものであります。

岐阜県内におきましても、スポーツ施設や文化施設を中心にネーミングライツが活用されております。例えば、県内の事例を挙げますと、岐阜アリーナがOKBぎふ清流アリーナとなっており、関市総合体育館がアテナ工業アリーナとなっております。もう一つ、岐阜市文化産業交流センターがじゅうろくプラザとなっております。

集客力の高いスタジアムやアリーナなどは大企業の協力を得やすく、契約金額も大きい傾向にあります。中には募集しても企業からの協力が得られない自治体や施設もあると聞いております。町内の施設において考えますと、特に避難所に指定している公共施設の場合には、施設の名称が頻繁に変わってしまつては住民が混乱してしまうおそれもございますので、長い期間にわたり協力を得られることも重要であると考えております。

また、町所有の公用車、役場の壁に広告等を描くことは余りふさわしいものではないと考えております。来年度導入予定のコミュニティバスの側面等に広告を掲載する予定であります。他市町での先進事例等を調査研究してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） コミュニティバスへの広告は検討されるとの答弁でしたので、ぜひ実施される方向でご検討いただければと思います。また、公用車に関しましても、少額ではありますが、1円でも収入を多くして町民へのサービスにつなげるという意識づけを行政職員に伝播させるということが重要であると考えますので、よろし

くお願いいたします。

続きまして、2項目めのデジタルトランスフォーメーションについての質問に移ります。

昨今、総務省より自治体デジタルトランスフォーメーションの推進が呼びかけられています。例えば、岐阜市において最近「ぎふしみちれば」というものが導入されました。従来であれば、市民が道路などの補修をお願いしたいときには自治会長を通してしか行政にお願いができませんでしたが、市民が自ら写真を撮り情報を上げることで、自治会長の負担も減り、市民も迅速に問題点を行政に上げることができ、行政も今までより多くの情報を得ることができる三方よしのシステムだと思います。そこで2点、質問をさせていただきます。

1つ目、岐南町におけるデジタルトランスフォーメーションの取組を教えてください。

2つ目、行政手続デジタル化フォームであるトラストバンクのL o G oフォームを導入してはどうでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 長谷川議員の2項目め、デジタルトランスフォーメーションについての1番目のご質問、岐南町におけるデジタルトランスフォーメーションの取組を教えてくださいにつきましてお答えいたします。

D X（デジタルトランスフォーメーション）とは、I o TやA Iなど、最先端デジタル技術の活用によって人々の生活をより豊かにしたり、これまで抱えていた課題を解決したりする取組のことです。

地方公共団体における行政手続のオンライン化につきましては、総務省の自治体D X推進計画、これにおきまして、令和4年度末を目指して、原則全自治体で特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にすることとD X推進計画を策定されたところでございます。

その中で、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のうち、現在町では子育て関係の手続では、児童手当関係の手続といたしまして児童手当の現況届など全10件、保育関係の手続として保育施設等の利用申込みなど3件。ひとり親支援関係の手続として児童扶養手当の現況届の事前送信、母子保健関係の手続として妊娠の届出、以上の15手続においてマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能であります。そのほか選挙関係では、名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票に関する手続につきまして、令和3年9月よりマイ

ナポータル上からオンライン手続が可能となっております。

岐阜県ではデジタルトランスフォーメーションの推進と新型コロナウイルス感染症対策として、各種行政手続の早急なオンライン申請化を県と市町村の共通課題であると認識し、令和2年8月には県と県内全市町村を構成団体とし、県が市町村と共同して取組を行う場、オンライン申請活用推進部会を設置いたしましたところでございます。

令和2年10月に開催されましたオンライン申請活用推進部会では、LINEを活用した行政デジタル化として、LINEを活用したAIチャットボットの導入やオンライン申請の導入が提案され、町では令和3年4月よりLINEの公式アカウントでの情報発信を開始し、同時期からAIチャットボットの導入も行い、運用を開始したところでございます。

AIチャットボットとは短文でリアルタイムに会話するチャットと、ロボットを意味するボットを組み合わせた造語で、チャット上での人の問いかけに自動で答えを返すプログラムを指し、チャットをしながら目的の情報までたどり着くことができるものがございます。AIチャットボットのメリットといたしましては、24時間いつでも対応可能であること、LINEでいつでも気軽に質問することができる、あるいは問い合わせ対応の効率化が挙げられます。

以上のように町といたしましては、国や県のDX支援を活用しながら、利用できる事項を精査し、順次取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2項目めの2番目のご質問、行政手続デジタル化フォームであるトラストバンクのLOGOフォームを導入してはどうかについてお答えいたします。

トラストバンク社が提供するLOGOフォームとは、自治体職員がLGWAN環境で簡単にアンケートや申請、申込みの作成・集計を一元管理できるツールであり、LOGOフォームで作成したフォームは、インターネット側とLGWAN側のどちらにも公開ができるため、住民向けだけではなく、職員、自治体間でも使用できるサービスでございます。議員が例に挙げられた岐阜市における「ぎふしみちれば」は、このLOGOフォームを使用して作成されたオンライン申請でございます。

先ほどのご質問の回答の中で、岐阜県と市町村が共同して取組を行うオンライン申請活用推進部会の中で、オンライン申請の基盤の整備を県と市町村が共同調達を行い、県内市町村42団体が令和3年度よりLOGOフォームを利用できる状態となりました。今後は手続のオンライン化を行うため、全庁的に手続の洗い出しを行い、オンライン可能である手続の精査を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） デジタルトランスフォーメーションの導入に関しましては、本当に導入のスピード感が重要であると考えますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

それでは、3つ目の項目の住民参画についてご質問させていただきます。

岐南町第6次総合計画の作成に当たって、パブリックコメントを募集した結果、応募者2人、応募意見5件となっておりますが、非常に少ないと感じます。総合計画の中にまちづくり参画機会の拡充をするためにパブリックコメント制度を活用すると書かれていますが、そこで2点、ご質問をさせていただきます。

1つ目、パブリックコメント制度は現状どのように運用されているのでしょうか。

2つ目、先ほど申し上げたL o G o フォームや、もしくはG o o g l e フォームのようなシステムを使って町民の皆様の意見を吸い上げたらどうでしょうか。

よろしく願いたいと思います。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 長谷川議員の3項目め、住民参画についての1番目のご質問、パブリックコメント制度は現状どのように運用されているのか、これにつきましてお答えいたします。

町におきましては、平成21年度に町民の町政への参画の推進を図り、もって町民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする「パブリックコメント手続実施要綱」を制定し、町民生活に広く影響を与えると思われる基本的な計画等に対し、町内に住所を有する者、町内に事務所または事業所を有する個人及び法人、その他の団体、町内に在する事務所または事業所に勤務する者、町内に在する学校に在学する者、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するものなどからコメントの募集を実施いたしております。

また、コメントの募集につきましては、おおむね1か月間の募集期間をめぐり、町ホームページへの掲載、実施機関の担当窓口における閲覧及び配布だけでなく、広報紙や防災行政無線などを活用して広く周知しているところであります。

令和元年度以降のパブリックコメントの実施件数は全部で7件ございまして、岐南町第6次総合計画においては5件、第3次岐南町障害者計画・第6期岐南町障害福祉計画・第2期岐南町障害児福祉計画、これにおいては2件のコメントが寄せられ、計画案に反映をいたしております。ほかには第2期岐南町子ども・子育て支援事業計画、第8期岐南町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、岐南町上下水道事業経営戦略、岐南町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、岐南町都市農業振興計画におきまして

もパブリックコメントを実施いたしました。ご意見等はございませんでした。なお、過去の事例ではありますが、事前に地域住民への説明会を経た計画に対しましては、大きな反響をいただき、多くの意見が寄せられた事例もございます。

パブリックコメントの実施は、町が全て指導していると思われがちな計画等に対し、意見を広く求めることにより、町民の町政への参画機会の提供、計画等の達成という目的に対し、町民と共に同じベクトルに向かって協力し取り組んでいく協働を果たすことができます。よりよいまちづくりの推進にはパブリックコメントは欠かせない制度であると考えておりますので、今後につきましても、先進自治体の手法を参考にするなどして、町民に行き届く周知や参画しやすい運用、これを図ってまいりたいと考えております。

次に、2つ目のご質問、L o G o フォームやG o o g l e フォームのようなシステムを使用して町民の意見を吸い上げたらどうかについてお答えいたします。

先ほどのデジタルトランスフォーメーションの取組とL o G o フォームの導入についてお答えいたしましたように、今年度から県内42市町村全てがL o G o フォームの利用が可能な状態となっております。

今後、パブリックコメントを実施する際には、ホームページに掲載する際にL o G o フォームで作成した回答フォームを添付しておけば、今までよりも多くの町民の方の意見を吸い上げることが可能となりますので、手続のオンライン化を進めるために先進市町の活用事例等を研究し、情報収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 住民に対しまして行政側がどんどん意見をくださいという姿勢を示すことで、住民は行政と町をよくしたいという同じベクトルを向いているなど再認識できて、これがまたシビックプライドの醸成につながると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。最後の質問、町民の個人情報や町の機密情報を守るに移ります。

昨今、中国の世界における脅威は年々増加しております。増え続ける軍事費、ウイグル、香港に対する弾圧、世界各所へのサイバー攻撃、そして我が国に対するたび重なる領海侵犯等、具体的な脅威を挙げると枚挙にいとまがありません。アメリカは事実上の禁輸対象企業を並べたエンティティリストというものを作成し、中国の脅威に対して対策を講じています。日本においてもファーウェイ社製の製品やL I N E に対して情報セキュリティの問題が叫ばれたこともあります。そこで、ご質問をさせて

いただきます。

1つ、町の関連施設も含めてファーウェイ社製の製品は使っていますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 長谷川議員の4項目め、町民の個人情報や町の機密情報の保護についてのご質問、町の関連施設も含めてファーウェイ社製の製品は使っているかについてお答えいたします。

議員ご質問のファーウェイ社は中国に本社を置く通信機器メーカーで、日本でも格安スマホ市場を中心に人気を集めておりました。しかし、ファーウェイ社製のスマートフォンを主とした製品による情報漏えいのリスクがあるとして、アメリカ合衆国を中心としてファーウェイ社製品の使用を禁止しているところでございます。日本におきましても、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの大手3社がファーウェイ社製のスマートフォンの発売停止をしたことで大きな話題となりました。

現在、町で使用しておりますパソコン、タブレット製品、ネットワーク機器、サーバ機器を含め、いずれの機器におきましてもファーウェイ社製品は購入しておらず、使用もいたしておりません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず最初に、冒頭、私は新人議員でありますので、ご挨拶を申し上げます。

私は今回の町会議員選挙に出馬するに当たり、町民こそが主役だということを基本理念として、環境、防災、自治会問題を大きく3つの柱としました。議員となって今日までの間、私を支援、指示してくださった方々、とりわけ私の住まいの中食西あるいは東、北組、東組、中山、大山の自治会員の皆様、また平成30年に北小校区で自治会長として共に活動された方々、多数のご意見、資料提供に本当に感謝申し上げます。今後の議員活動に大いに利用させていただきたいと思っております。この場を借りてお礼を申し上げます。

当然議員は適切な町政運営が進められているかチェックしなければなりません。時には対立もあれば課題も出てくるでしょう。大切なことは、行政と議会の知恵を結集し、岐南町のまちづくりに、また町民の福祉向上に努めることは言うまでもありません。冒頭申し上げた基本理念を意識し、一般質問させていただきます。

私は平成30年度中食西自治会の自治会長として自治会の活動に1年間携わってまい

りました。その際、多数の町職員の方に本当に大変お世話になりました。とりわけ当時は八剣北公園整備事業というのが大きい問題になりまして、ここにみえる朝倉事務局長はじめ安田部長、堀場部長等には地域の住民説明会を何度も開催していただき、地域住民の意見も取り入れていただき、設計図も何度も修正していただき、本当にご苦労かけました。また、防犯カメラを設置していただき、本当に静かな夜を過ごすことができしております。地域住民を代表し、改めてお礼を申し上げたいと思います。また、自治会長会議の際には、当時総務課長だった傍島部長、あるいは摂田課長には、私が困っています、助けてくださいという悲鳴に対し、本当に温かいご助言、ありがとうございました。また、当時議員だった小島町長には相当アドバイスをいただき、大変お世話になりありがとうございました。そのときの経験を踏まえて、3項目について質問を行います。

1つ目は、自治会絆づくり交付金事業であります。

町税の1%以内で基本交付金、活動交付金が支給される大変ありがたい制度ではありますが、自治会、自治会長への負担にもなっているという事実も否めません。提出書類の煩雑さ、パソコンでの書類作成の手間暇、あるいは自治会内でのイベントに対しての不平不満等、自治会長にはかなりのストレスがたまります。この結果、自治会長の担い手がなかなかなく、自治会長を決定するにも苦労しているところも多数あるとの話を聞いております。

特に、私の属する中食の自治会は6自治会あり、いわゆる中食西、中食東、北組、東組、中山、大山による夏祭り盆踊り大会・地蔵尊祭礼というのがあります。これ江戸時代から続く伝統行事でありまして、以前は8月22日が地蔵尊の日であります。その前後3日間行っていました。なかなかこのご時世、担い手もないということで、8月22日一日を中心に行っております。これも先ほど申し上げたように、江戸時代からの伝統行事でありますので、これを一気にやめるというのもなかなか難しいと思います。そういう観点から自治会で行うようになったみたいです。この6自治会によって当番が6年に1回回ってくるわけですが、その当番自治会が回ってきた自治会は本当に2つの自治会を担当する形で仕事量は倍増します。そういった意味での大変さというのを実感しました。

私が自治会長のときに自治会絆づくり活動交付金を利用して行った事業をこれちょっとご紹介いたします。金額は省略させていただきます。中食西みんなでラジオ体操、サマーフェスタ2018、これ中止となりました。夏祭り盆踊り大会・地蔵尊祭、敬老祝賀会、防災訓練、防災備蓄品清掃活動、これらをとっても絆づくり交付金だけでこれだけの事業があり、その他運動会等自治会独自に昔からの事業を考えても、先ほど申

し上げたように負担にもなっているという事実もあります。

自治会の行事として何を行うべきか、私なりに検討した結果、敬老会というのは国民の祝日にされている以上、これも外すことはできません。昨今の災害等を考えても、防災訓練、これも絶対必要だと考えております。当時、私はこの敬老祝賀会を中食西自治会として初めて行いました。全然今までやっていませんでした。やれない理由はいろいろありました。やったことによって、道筋を作ってくれてありがとうという参加された方々の感謝の言葉をいただき、本当に励まされた思いをしております。ただ、問題なのは、自治会に加入されていない方です。基本的には自治会に加入されていないと自治会行事に参加できないわけですから、こういうのはかなり私も班長会議と自治会とのコミュニケーションの場で問題となりました。こういった問題も踏まえて、今後も絆づくり交付金事業を現状のまま継続するのがいいのか、あるいは廃止、改善されるのがいいのか、町の方針をお示ししていただきたいと思っております。

2つ目は、提案型協働事業の利用促進についてであります。

この事業は、町民には浸透していないように思います。募集要項を見る限りでは、分かりづらく、ハードルが高いようです。この事業がいつから始まり、過去の利用状況、利用団体、そしてどのような効果があったのか、お示してください。

関連して、第6次総合計画についてご質問させていただきます。今回は、まちづくりの方針についてお聞きします。まちづくりの手法協働、いわゆるこれは目標の達成を目指し、立場の異なる全ての人が協力する、まちづくりの理念共創、これは本岐南町に関わる全ての人が力を合わせ、みんなで町をつくる、その推進に沿うように提案型協働事業も利用しやすいようにしてはどうかということです。

3つ目は、自治会への加入促進のアピールを町にも強く進めていただきたいと思っております。

これは私の経験上、当時自治会加入率を調べてみました。結果、私の中食西自治会は加入率が一番低かったです。ここで自治会の加入が低い理由等、問題点を提示しておきます。1つ目、自治会に入会しなくても不便でない、困らない。2つ目、班長になると困る。特に高齢者、あるいは独り親、子育て世代。3つ目、子ども会には加入するが自治会には加入しない。4つ目、自治会の役員、班長の仕事量が他の市町村と比較すると余りにも多過ぎる。これは他の市町村にみえた人の大きな意見。そのほかさまざまな理由があるとは思いますが、この少子高齢化の時代に、町、自治会、班としてもやはり思いやり、助け合いが必要だと思っております。これこそがお金では買うことのできない本当の意味での絆ではないかと思っております。例えば高齢の方でもできる方にはやっていただければいいと思っておりますが、一つの例としては、80歳以上の高齢

者世帯の班長の免除だとか、また幼児を育てている家庭では、せめて子供が小学生になるまでは班長の延期など考慮があってもいいのではないかと思います。町としてのお考えをお聞かせください。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 村山議員の1項目め、自治会絆づくり交付金制度を廃止もしくは基本交付金のみの支給、防災、敬老会に対してのみの支給にしていきたいについてお答えいたします。

自治会絆づくり交付金事業は、町税の1%以内を財源とし、住民に最も身近な共同組織である自治会の自主的、主体的な地域活動の推進を図るとともに、地域の絆が深まる事業を支援するために交付金を交付する事業として平成23年度から開始されました。

交付金は基本交付金と活動交付金の2種類に分けられており、基本交付金は自治会の運営に必要な経常経費に充てることができます。一方、活動交付金は自治会の絆を深める活動経費に充てることができ、地域の交流を深める事業や高齢者等の福祉に関する事業、自主防災事業など13の事業が交付対象となります。活動交付金は各自治会に割り当てられる交付金限度額の範囲内で事業の申請を行い、自治会役員7名で構成される自治会絆づくり交付金認定審査会において、審査基準に基づく審査を経て、町が交付の可否を決定いたします。自治会は、活動交付金を活用し、夏祭りや敬老会などのイベントや防災訓練などの自主防災事業、公園清掃などの環境美化活動、子ども会と連携したラジオ体操などの健康づくり事業など創意工夫の下、地域の絆を深める事業を展開しております。

議員の問題点、改善点があるのではないかとのご指摘につきましては、交付金の申請手続が煩雑であるがために自治会長の負担になっているというご意見や、活動交付金の対象事業となっている敬老会や防災訓練事業の準備や実施、それに伴う交付金の手続が負担となっているという意見が上がっております。

これらの課題や問題点につきましては、今年度自治会長会議で承認されました今後の自治会と行政の関わりについて協議を行う自治会の在り方検討会の中で、自治会絆づくり交付金の在り方についての協議を開始いたしました。現在はこの検討会の中で絆づくり交付金の仕組みや申請手続を簡素化することで自治会長の負担を少しでも軽減できるように協議を行っている段階でございます。また、敬老会や防災訓練の在り方につきましても、この検討会の中で今後協議を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、検討会で協議中でありますので、現段階におきましては、

新たな仕組みについてお答えすることはできませんが、自治会の意見をよく聴きながら、少しでも自治会活動が実施しやすい仕組みを構築してまいりたいと考えております。

1つ飛びまして、3項目め、自治会への加入促進のアピールを町にも強くしていただきたいとのご質問にお答えいたします。

社会構造の変化や多様化した価値観、核家族化の増大などにより自治会を取り巻く環境は大きくさま変わりし、令和3年4月1日現在の自治会加入率は約78%ですが、過去10年の加入率と比較しても大きく減少しております。

また、加入率の減少に加え、高齢化の進展により役員の成り手不足も深刻な問題となっており、自治会運営に大きな支障を来しております。自治会での役員問題は、高齢者世帯のみならず、障害をお持ちの方や独り親で小さなお子さんを抱えた家庭、介護が必要な方がおみえになる家庭などでも配慮が必要になる可能性もございます。

行政といたしましては、例えば80歳以上の高齢の方であっても、まだまだお体が丈夫な方で役員をお願いできる場合もございますので、自治会の成り立ちである地域住民同士でお互いに助け合いながら問題解決を図る自主的な組織であることを鑑みれば、自治会役員を免除するかないかという判断は一律にできるものではなく、対象世帯の状況を十分に理解しておられます各自治会、あるいは各班単位で個別に判断していただくのがいいのではないかと考えております。

この自治会における高齢者等の役員免除問題は当町のみならず、全国的にも今後ますます深刻化していくものと考えますので、行政といたしましても、他市町の先進事例等を調査し、これはという事例がございましたら、自治会長会議等でも情報提供し、町内各自治会において少しでも自治会活動が円滑に図られよう支援してまいりたいと考えております。

さらに、現在町に転入される方全員に、住民課の窓口におきまして自治会加入を勧める案内チラシを配布したり、コンビニエンスストアや町民センター等に設置する広報紙にも同様の案内チラシを折り込んだり、広報紙の紙面の中でも様々な自治会活動を広く知っていただくための情報発信を行っております。今後はそれらに加え、LINEやホームページなど様々な媒体を活用し、自治会加入の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 村山議員の1項目め、自治会の存在意義・活動についての2番目のご質問、提案型協働事業の利用促進をアピールし、特定の団体に自主的

にイベントを任せ、協働のまちづくりに貢献させてはどうかについてお答えいたします。

1 番目のご質問でお答えいたしました自治会絆づくり交付金に対しまして、この提案型協働事業補助金が補助対象としている団体及び事業は、自治会の区域にかかわらず町内に活動拠点を有し、町民を含む5人以上で構成された団体が町内で行う公益的で先駆性の高い事業でございます。団体が自主的、主体的に行う取組を対象としていることに違いはありませんが、絆づくり事業に比べ、さらに新しく自由な発想で団体の特性が生かされている提案を町は求めております。

改めて当該補助金の活用状況についてご説明いたします。この制度は、平成24年度からスタートしており、令和3年度までに7団体が活用され、町は19の事業に補助金を交付しております。実施事業を内容で大別いたしますと、まず高齢者福祉に関するものが8事業、そして教育に関するものが6事業、そのあと防災に関する3事業、子育てに関する2事業と続きます。

議員のご質問にあります特定の団体が行うイベントにつきましては、それが自治会による主体的な活動でない場合、イベントの責任者、団体の代表者などは提案型協働事業補助金の活用を考え、総合政策課にご相談くださればよろしいかと存じます。また、当該業務の担当者はまたそれが補助の対象となる事業か否かをお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、第6次総合計画には提案型協働事業補助金は住民参画、すなわち目的を共有する行政と各団体がそれぞれのよさを生かし、協力してまちづくりを行う協働のまちづくりを推進するための重要な制度でございます。町といたしましては、自主的にまちづくりに貢献する活動を行っている団体にはこの補助金を積極的に使っていただき、地域の課題解決につながる優れた取組が少しでも長く続くよう望んでおります。

そのようなことから、制度は申請主義ではございますが、様々な団体が町内で行っている活動の情報の収集し、的確に団体に補助金を知っていただけるよう、町のほうから団体にアプローチするプッシュ型で業務を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、2項目めについてご質問させていただきます。

2つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

先日の協議会での説明資料を拝見した限りでは、岐南町におけるワクチン接種は順調に進んでいると思っております。これも町長はじめ役場職員の方の努力の賜物だと思っております。

おります。改めて敬意を表したい思います。ちなみに、10月20日現在で岐阜県は2回目の接種が68.3%、岐南町は約75%であります。この数字を見ても明らかであります。

では、4項目について質問させていただきます。

1つ目は、ワクチン接種の状況の確認であります。今言いましたように、現在ワクチン接種を2回終了した人は約75%ということでありましたが、併せて今後3回目の接種の準備状況についてお聞かせください。

2つ目は、町独自の優先職域ワクチン接種を検討されているのか、お聞かせください。以前に報道で妊婦さんが感染し、赤ちゃんが亡くなるという悲しい事例が報道されておりました。これワクチン接種が済んでいれば防げたかもしれません。こういった悲惨な事故が起きないようにする意味で、具体的には妊婦さん及びその家族、あるいは里帰り妊婦さん、また人と接する機会が多い教員の方、役場職員、保育士等、早目に接種が行われるのがいいのではないかと考えております。

3つ目であります。これは私がワクチン接種をしたときの経験からの話であります。役場公民館での集団接種の際、駐車場が非常に混雑しております。こんなときぐらい農協の駐車場を利用させていただくようお願いしてはどうかというご提案です。今、そういった話になっているやにもお伺いしております。

4つ目は、今年6月11日、現松原議長の質問に対しての小関福祉部長の答弁で、羽島郡内医療機関等での個別接種が実施できるよう羽島郡医師会と協議中とのご答弁がありました。進捗状況をご説明お願いいたします。

先ほども申しましたように、岐南町の接種は県内他の自治体と比較すると本当に順調に進んでいると思います。ただ問題は、岐南町で新型コロナウイルスにかかっている人が非常に多いということが問題だと思っております。町でも300人以上超えているのは岐南町のみであります。これも原因はいろいろあるとは思いますが、例えば職場での感染、主に岐南町の方が近隣の岐阜市をはじめ、各務原等での職場で感染する場合もあるのではないかと考えております。当然愛知県等もあるでしょう。そういった意味からオール岐阜という観点から他の自治体、特に岐阜市なんかは接種状況が遅れておりますので、岐南町にある医療機関で他の市町村の接種希望の人があれば、受け入れる予定があるか、お聞かせください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 村山議員の2項目め、新型コロナウイルスワクチンの接種についての1番目のご質問、ワクチンの接種状況についてお答えを申し上げます。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、医療関係者は4月19日から開

始し、町民の方への集団接種は5月4日の高齢者への接種を皮切りに、平日、休日、祝日を問わず、医師会、歯科医師会、薬剤師会のご協力の下、町職員が一丸となって取り組んでいるところでございます。

集団接種会場の運営におきましては、町民の方への接種がスムーズに進むよう、全ての職員や接種関係者が町民に対し分かりやすく丁寧な対応を心がけ、安心して接種を受けていただけるよう取り組んでいるところでございます。町の集団接種会場における1日当たりの最大接種者数は、平日は1日当たりが約180人、土曜日が約360人、日曜日が約660人でございます。

令和3年10月18日現在における2回目の接種を完了した方は、対象接種者数が2万2,171人のうち、15歳未満が85人、15歳から65歳未満の方が1万1,072人、65歳以上の方が5,479人となり、合計で1万6,636人、接種率は75.0%の状況でございます。

町民の方は町の接種会場のほか、職域接種、医療機関における個別接種、大学等での接種等、接種会場は様々でございます。接種者の把握につきましては、国の接種管理記録システム（VRS）により、町民の方がいつどこでどのワクチンを接種したかが把握できる仕組みとなっております。町では目標接種率を88.3%としており、この目標値の達成には1万9,576人の方の接種を完了させる必要があります、その目標の達成に向けて現在取り組んでいるところでございます。

接種希望の町民の方の接種完了の予定は、1回目接種が1万9,308人となり、この方は2回目接種も既に決まっておりますので、目標接種率の達成までには残り268人の方の接種を進めていく必要がございますので、今後集団接種会場におきまして、接種を希望する方への接種を進めてまいります。

2回目までの全ての接種が完了する時期につきましては、9月に町議会選挙も予定され、他の市町より日程を要したことから、町の集団接種の最終日は11月30日となっておりますので、11月末までに完了できる見込みでございます。

なお、12歳の方への接種につきましては、誕生日を迎えてからの接種となることや、これまで接種希望がなかった方が11月末以降に接種を希望される場合も想定されますので、その際は医療機関における個別接種にて対応が可能か、医師会等関係機関と検討してまいります。

また、3回目接種の準備状況につきましては、2回目の接種を終了した方のうち、おおむね8か月以上を経過した方を対象に3回目の接種を実施することとなりますが、接種の対象者は現時点では示されておりません。対象者が決まり次第、医師会等関係機関と3回目接種の体制確保について協議を進めてまいります。

次に、2番目のご質問、町独自の優先職域ワクチン接種の検討についてお答え申し

上げます。

ワクチン接種の順番につきましては、町ではこれまで国が示した接種順位に基づき、医療従事者、65歳以上の要介護認定者、65歳以上の高齢者、65歳未満で基礎疾患をお持ちの方、及び社会福祉施設等の従事者のほか、県が参考に優先順位として示した小中学校等の教員、保育士、消防団員、警察官等に向けて接種を行い、その後60歳から64歳の方への接種、そしてそれ以外の方への接種と、年齢順に進めてまいりました。

60歳未満の方への接種につきましては、国から明確な順位づけは示されておらず、町の判断により進める必要がございましたので、より重症化しやすい年齢の高い方から順番に案内を進めてまいりました。

こうした年齢順を継続しつつも、夏休みには受験などで早目の接種を希望される方に個別医療機関で接種できるよう医師会と調整し、案内をしたところであり、その他のより優先して接種したほうがよい方として、妊婦及びその家族の方、里帰りされた妊婦の方で早目に接種を希望される方につきましては、接種対象年齢に到達し予約が完了した方のキャンセル枠を利用し、優先して集団接種会場で接種をしていただけるよう配慮したほか、町内のコロナワクチン接種医療機関におきましても、優先して個別接種をしていただけるよう医師会を通じて依頼し、少しでも早く接種できるよう努めてまいりました。

現在は、接種対象者となっている全ての方が集団接種会場において接種の予約が可能な状況ですので、接種率を少しでも向上し、より強靱な集団接種の獲得に向け、防災行政無線、ホームページ、LINE等によりワクチン接種の有効性をPRし、接種を希望する全ての方への接種を完了できるよう努めております。

次に、3番目のご質問、集団接種時の農協駐車場の利用についてお答え申し上げます。

町の集団接種の時間帯につきましては、平日が午後1時から午後3時、土曜日が午後1時から午後4時、日曜日が午前9時から午後4時となっており、接種者1人当たりが接種に要する時間は、接種受付から接種後の経過観察時間を含め30分から1時間程度かかる状況でございます。集団接種の際は自家用車にて来庁される方が多いことから、平日については1名から2名、休日につきましては2名から3名、駐車場整備係の職員を配置しながら対応いたしております。特に、土日は接種開始後のおおむね30分が駐車場が大変混雑する時間帯となっておりますので、農協の駐車場をお借りし、混雑の緩和を図っております。

役場における駐車場利用に当たっては、平日については役場における各種手続等で来庁される方も数多く、また休日は接種対象者が多いため、引き続き駐車場係を配置

し、駐車場内において車両整備を行うことで事故等が発生しないよう努めてまいります。

次に、4番目のご質問、羽島郡内医療機関等での個別接種の進捗状況についてお答えを申し上げます。

町の集団接種以外の個別接種ワクチンで接種を受けた方の状況につきましては、令和3年10月18日現在、1回目の接種が6,151人で接種者全体の31.9%、2回目接種は5,400人で接種者全体の32.5%の方が町の集団接種以外の個別接種での接種となっております。

羽島郡内医療機関における個別接種につきましては、ワクチン接種開始当初は、町へのワクチンの供給の見通しが不明確であったこともあり、基礎疾患等があり、集団接種会場での接種に不安がある方等、特別な事情のある方に限り医師会を通じて個別接種をお願いしてまいりました。その後、ワクチンの供給計画が明確になったことから、少しでも早くワクチンを受けていただく機会を設けていただくため、羽島郡医師会を通じて、基礎疾患のある方、妊婦、受験生等への個別接種を優先していただきながらも、町が集団接種を進めるに当たり設けていた年齢順等による接種対象者の要件で、まだ順番が来ない方につきましても、早目の接種が必要と医師が判断された場合は、かかりつけ患者に限らず接種受付が可能として対応してまいりました。

個別接種の郡内の実施状況でございますが、岐南町が9か所、笠松町が10か所の計19か所の医療機関にて個別接種が実施されております。

岐南町内におきましては、羽島郡医師会に所属する20医療機関のうち9か所の医療機関にて個別接種が実施されております。この9か所のうち4か所が条件を設けず、12歳以上の接種対象者全ての方に対して積極的に実施されており、残り5か所が自院のかかりつけ患者に限り実施されている状況でございます。

他の自治体の接種希望者の方を受け入れる予定があるかにつきましては、町内の医療機関にて他の自治体の方でもかかりつけ患者であれば受入れ、個別接種をしていた実績はございますが、現在町に配分されるワクチンに余裕がなく、町内の医療機関にお渡しできるワクチンに限りがございますので、まずは町民の方を優先で進めたいという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、では3番目の質問に入らせていただきます。

3番目は、旧中保育園の跡地で、今現在岐南町すこやかセンターについてでありま

す。

旧中保育園は、1974年に建てられ47年ぐらいになりますかね。これもこの前の決算特別委員会等で説明がありましたが、私はそれを聞いてちょっと質問が中途半端になるかもしれませんが、通告をしてありますので、質問させていただきます。

平成28年10月頃より、中保育園が老朽化し建て替えとともに移転問題が話題となってまいりました。当時町は地元住民から意見を公募し、説明会を行われたみたいですが、多くの反対意見にもかかわらず、北小学校敷地内に建設され現在に至っております。この問題は、今言ったように旧中保育園の老朽化が最大の理由で、いわゆる北小学校のグラウンドに建て替えたというふうに承知をしております。そこで、ご質問させていただきます。

1つ目は、平成17年度防衛省補助金交付を受けて空調設備改良工事实施のため、法律により平成32年度まで財産処分の制限があり、制限期間中に解体すると国に納付義務を負うということを伺っておりましたが、したがって制度期間を経過するまでは解体できないということでもあります。これは後日の決算特別委員会で令和16年というふうに伺いましたので、この件は少し修正をさせていただきます。

今後、この敷地を含め老朽化した建物をこのまま放置されていかれるか、あるいは解体し更地にして、遊休資産とし処分されるのか、町の方針をお聞かせください。

2つ目は、現在建物は1階サロン、2階学童保育として利用されております。建物の老朽化が著しく、常に部分修繕を重ねているようにも伺っております。こういった建物でこのまま学童保育を続けることは果たしていいのかどうかという問題であります。この老朽化した建物を今後も利用する予定なのか、お聞かせください。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 村山議員の3項目め、旧中保育園の移転後の跡地利用についての1番目のご質問、制度期間を経過するまで解体できないが、今後どうするかについてお答えいたします。

現在、旧中保育所は岐南町すこやかセンターと名称を変え、1階において子育てサロン、2階では学童保育と児童福祉に係る事業を実施しております。当該施設におきましては、平成17年度に現在の防衛省から補助を受け、空調設備設置工事を実施しておりますが、そのほか昭和50年の建設竣工時にも補助を受けております。補助を受けた財産につきましては、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、各省庁が定める期間を経過するまでは、承認を受けることなく補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、または担保に供してはならないこと等

が法律等で定められております。

すこやかセンターでは冷暖房設備につきましては、処分制限期間が15年間となるため令和2年度まで、また建物につきましては、処分制限期間が60年となるため令和16年度まで財産処分が制限されている状況でございます。したがって、空調設備につきましては、既に処分制限期間を経過しましたが、建物本体につきましては、処分制限期間の満了まで残り13年以上ございますので、今後もこの建物を継続して利用していく予定でございます。

次に、2番目の質問、今後も老朽化した建物を利用する予定なのかについてお答えいたします。

現在、すこやかセンターにおきましては、昭和50年の竣工から46年が経過しておりますが、建物の安全性の確保のため、平成14年度に耐震工事が完了しておりますほか、保育所から子育てサロン、学童保育室へ転用するに当たっては、防衛省に届けた上で、利用される方が快適に利用いただけるようトイレの改修、カーペットの敷設、駐車場の整備を行ってまいりました。また、建物の維持管理のため、令和2年10月には電源ブレーカーの取替えを行いました。本年6月には屋上全面防水改修工事891万円を実施し、建物の利用に支障がないよう対応してまいりました。

また、学童保育に関しましては、児童の利便性や学校施設の管理運営上の観点も含め、学校の敷地内に設置することが望ましいと考えております。現在はその協議、調査中でございます。学校敷地内への設置ができるようになるまでの間は、現状の建物の2階部分を利用し、学童保育を継続してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、それでは最後の質問をさせていただきます。4つ目であります。

最後は、岐南西小学校あるいは岐南中創立記念事業についてであります。

1つ目は、岐南西小学校は伝統ある学校で、2023年ですかね、学校創立150周年を迎えます。また、岐南中学校は間もなく学校創立50周年を迎えます。このコロナ禍の大変なときではありますが、そういった世の中のことを、思い出というのなかなか難しい点もありますが、収束を願いつつ一つの区切りとして、例えば記念事業のイベント、あるいはモニュメントの作成など、児童生徒のよい思い出づくりを検討してみたいかがということです。

2つ目は、岐南中学校の借地部分の町の買上げについてであります。これは現在、

町は年間約4,600万円支出しております。50年ということを考えますと、累積約23億円ぐらいの支出になるかと思えます。この問題は本当に非常に難しい問題だと私も思います。過去から現在にかけても町職員の方も何度か粘り強い交渉を進めておられるということは承知しております。代替地の提供、あるいは岐南中学校の創立50周年を迎えるということの一つの交渉材料として、いま一度交渉してみたいかということでもあります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 村山議員の4項目めの1番目のご質問、岐南町立西小学校・岐南中学校創立記念事業についてお答えをいたします。

長い歴史を有する学校であるならば創立記念事業を一度は実施していると思われま。創立記念を祝うことには現在の学習環境や伝統ある教育活動と当時を結びつけながら、歴史を振り返り、その恩恵に感謝すること、これは学校の校訓や理念がつくられた背景を理解することにつながると考えます。

また、今後のさらなる学校の発展にビジョンを持つこと、同じ学びやで過ごした者同士、卒業生や在校生との絆を深めること、地域コミュニティの場としてその存在を確かめることなどの意味があると捉えています。

今までの創立記念事業では、記念式典や記念講話、芸術観賞、地域に向けた学習活動参観、記念植樹、航空写真撮影、記念誌の刊行、記念品の寄贈などが行われてきました。西小学校では創立100周年の記念事業として、記念誌の刊行や開校100周年資料展を開催したようでございます。岐南中学校では10年ごとに記念事業を実施しており、記念式典をはじめ教育活動参観、生徒による作品展、芸術文化観賞等を行ってきたようです。令和4年度には岐南中学校が創立50周年を、令和5年度には西小学校が創立150周年を迎えますが、学校とPTAが連携し、創立記念事業について具体的な検討がなされると聞いております。

学校による特色はあるでしょうが、こうした節目を迎えるに当たり、児童生徒にとっては自校の変遷を改めて見詰め、学校への誇りや愛校心につながる機会にしたいと考えております。また、地域と共にある学校として学校運営協議会や学校だより、ホームページ等で地域の皆様に広く周知していくことが望ましいと考えております。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 村山議員の4項目めの2番目のご質問、岐南中学校の借地部分の町買上げをいま一度検討・交渉してみたいかどうかについてお答えいたしま

す。

岐南中学校は昭和48年4月1日に羽栗中学校と厚八中学校の一部が再編され、岐南町笠松町中学校組合立岐南中学校となり、昭和60年の校区変更により岐南町立岐南中学校となり、現在に至っております。

開設当時に土地を提供していただいた方、また貸していただいている方のご協力もあり、町立50周年を迎えることができるものと認識しております。しかしながら、敷地面積3万4,611平方メートルに対して借地面積2万469平方メートルで、約6割が借地であり、年間約4,600万円の借地料を支出しておりますことも事実でございます。

これまで地権者に対して町の恒久的な財政負担の軽減や将来的にも安定した学校運営が継続できるよう、中学校用地の全てを取得する方針をお示しさせていただきました。また、各地権者の用地売買に関する意向確認や情報提供を行ってまいりましたが、用地の取得が進んでいない状況でございます。

議員のご提案の代替地を提供する手法もございますが、町では提供するにふさわしい代替地を保有しておりません。また、このような大きな一段の土地を確保する場所もございませんので、引き続き地権者の方へ町がいつでも買取りに応じていく方針であることを周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。



○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。明日より10月27日までの5日間は、議事の都合により休会とし、10月28日午前10時から会議を開きます。

午後0時6分 散会



本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

渡邊憲司

岐南町議会議員

木下美津子